

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第十四条）</p> <p>第二章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条の三 国庫は、<u>收穫共済につき、第百二十条の六第一項第一号の收穫共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の七第一項の收穫共済の共済事故等による種別ごと</u>に、組合員等の支払すべき共済掛金のうち、<u>当該組合員等に係る共済金額に、次の各号の区分により当該各号に掲げる率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。</u></p> <p>一 その者が組合員等である組合等が第百二十条の七第一項の規定により共済掛金を定めている場合にあつては、<u>その者に係る收穫基準共済掛金率（その者の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該收穫基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率）</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第十四条の二）</p> <p>第二章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条の三 国庫は、<u>收穫共済につき、第八十五条第十一項の收穫共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の七第一項の收穫共済の共済事故等による種別ごと（第百二十条の六第三項の規定による申出に係る金額を共済金額とする收穫共済（以下特定收穫共済という。））</u>にあつては、<u>同項の特定收穫共済の共済目的の種類ごと）に、組合員等の支払すべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、次の各号の区分により当該各号に掲げる率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。</u></p> <p>一 その者が組合員等である組合等が第百二十条の七第一項の規定により共済掛金を定めている場合にあつては、<u>その者に係る收穫基準共済掛金率（その者の当該收穫共済の共済目的の種類等（特定收穫共済にあつては、当該特定收穫共済の共済目的の種類）に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該收穫基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率）</u></p>

二 その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第五項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の収穫危険段階基準共済掛金率（その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該収穫危険段階基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率）

国庫は、樹体共済につき、第二百二十条の六第六項の樹体共済の共済目的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者に係る樹体基準共済掛金率（その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第九項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率）を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

第十三条の四 国庫は、畑作物共済につき、第二百二十条の十二第一項第一号の畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、同号の畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び第二百二十条の十五第一項の畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所（第十五条第一項第五号に規定する栽培又は養蚕を行うことを目的とする同項第八号の農業共済資格団体及び第二百二十条の十三第一項に規定する団体にあつては、その代表者の住所）の存する第二百二十条の十五第一項の区域又は地域の属する危険段階の畑作物基準共済掛金率（その者が組合員等である組合等が同条第六項の規定により危険段階別の共済掛金率を

二 その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第五項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の収穫危険段階基準共済掛金率（その者の当該収穫共済の共済目的の種類等（特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類）に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該収穫危険段階基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率）

国庫は、樹体共済につき、第二百二十条の六第十一項の樹体共済の共済目的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者に係る樹体基準共済掛金率（その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第九項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率）を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

第十三条の四 国庫は、畑作物共済につき、第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、同項の畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び第二百二十条の十五第一項の畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所（第二百二十条の十四第二項の畑作物共済資格団体にあつては、その代表者の住所）の存する第二百二十条の十五第一項の区域又は地域の属する危険段階の畑作物基準共済掛金率（その者が組合員等である組合等が同条第六項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率）を乗じて得た金額の

定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率)を乗じて得た金額の百分の五十五(蚕繭に係るものにあつては、二分の一)に相当する金額を負担する。

(削る。)

第十八条 農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、第三十八条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

(略)

前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

(略)

第二十二條 設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者(農業共済組合を設立する場合にあつては法人及び農業共済資格団体)以下「法人等」という。)を除き、出席した組合員たる資格を有する法

百分の五十五(蚕繭に係るものにあつては、二分の一)に相当する金額を負担する。

第十四条の二 国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により農林水産大臣が指定した地域の全部又は一部をその区域に含む組合等に対し、当該組合等がその指定した地域において行う農作物共済の共済目的の種類たる水稻についての病虫害の防止に要する経費の一部を補助することができる。

前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十八条 農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、第三十八条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

(略)

前二項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(略)

代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

第二十二條 設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者(農業共済組合を設立する場合にあつては法人及び農業共済資格団体)以下「法人等」という。)を除き、出席した組合員たる資格を有する法人等

人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組合員たる資格を有する農業共済組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。 ) の中から定款及び共済規程又は保険規程の作成に当たるべき者 (以下「定款等作成委員」という。 ) を選任し、かつ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び共済掛金又は保険料その他共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

前項の定款等作成委員は、十五人を下つてはならない。

(略)

第二十三条 定款等作成委員が定款及び共済規程又は保険規程を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。ただし、農業共済組合を設立する場合にあつては、その設立につき農作物共済加入資格者の総数の三分の二以上の同意がなければ、創立總會を開くことができない。

(略)

定款等作成委員が作成した定款及び共済規程又は保険規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

創立總會においては、前項の定款及び共済規程又は保険規程を修正することができる。ただし、区域及び組合員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

(略)

の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組合員たる資格を有する農業共済組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。 ) の中から定款の作成に当たるべき者 (以下定款作成委員という。 ) を選任し、かつ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

前項の定款作成委員は、十五人を下つてはならない。

(略)

第二十三条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。ただし、農業共済組合を設立する場合にあつては、その設立につき農作物共済加入資格者の総数の三分の二以上の同意がなければ、創立總會を開くことができない。

(略)

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

創立總會においては、前項の定款を修正することができる。ただし、区域及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

(略)

前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

創立総会については、第十七条第一項、第十八条第二項から第四項まで及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条の規定を準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第二十三条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十三条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

第二十四条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款、共済規程又は保険規程及び事業計画書を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(略)

第二十五条 行政庁は、前条第一項の申請があつた場合において、設立の手續又は定款、共済規程若しくは保険規程若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反せず、かつ、その事業が健全に行われ、公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

(削る。)

第二十九条 農業共済団体の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

創立総会については、第十七条第一項、第十八条第二項から第五項まで及び民法第六十六条の規定を準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第二十三条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十三条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

第二十四条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画書を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(略)

第二十五条 行政庁は、前条第一項の申請があつた場合において、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反せず、且つ、その事業が健全に行われ、公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

第二十九条 削除

第三十条 農業共済団体の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

五の二 共済事業の種類及びその種類別の共済目的の種類又は保険事業

六 共済事業又は保険事業の種類

七 (略)

八 準備金の額及びその積立ての方法

九・十 (略)

(略)

第一項第七号の役員の選挙に関する規定及び前項の総代の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候補、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員又は総代を総会外において選挙することとしたときはその旨、総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項を定めなければならない。

(略)

第三十条 農業共済組合は、共済規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項

二 共済金額に関する事項

三 共済掛金及び事務費に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 損害評価会に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

の種類

五の三 共済金額又は保険金額に関する規定

六 共済掛金又は保険料及び事務費に関する規定

七 共済責任又は保険責任に関する規定

八 (略)

八の二 損害評価会に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十・十一 (略)

(略)

第一項第八号の役員の選挙に関する規定及び前項の総代の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候補、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員又は総代を総会外において選挙することとしたときはその旨、総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項を定めなければならない。

(略)

農業共済組合連合会は、保険規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 保険金額に関する事項
- 二 保険料及び事務費に関する事項
- 三 保険責任に関する事項
- 四 損害評価会に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

行政庁は、模範共済規程例又は模範保険規程例を定めることができる。

### 第三節 管理

第三十二条の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程又は保険規程及び総会の議決を遵守し、農業共済団体のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

・ (略)

第三十九条 理事は、定款、共済規程又は保険規程及び総会又は総代会の議事録を各事務所に備え置き、かつ、農林水産省令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(略)

### 第四十一条 (略)

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政

### 第三節 管理

第三十二条の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び総会の議決を遵守し、農業共済団体のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

・ (略)

第三十九条 理事は、定款及び総会又は総代会の議事録を各事務所に備え置き、かつ、農林水産省令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(略)

### 第四十一条 (略)

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。但し、法令、法令に基づいてする行政庁の

庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

・ (略)

第四十三条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 (略)
- 二 共済規程又は保険規程の変更
- 三・四 (略)

定款又は共済規程若しくは保険規程の変更(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(略)

農業共済団体は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款又は共済規程若しくは保険規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第五十一条 合併によつて農業共済組合を設立するには、各農業共済組合の総会において組合員(法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務を執行する役員を含む。)の中から選任した設立委員が共同して、定款及び共済規程を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

・ (略)

第五十九条 (略)

設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

処分又は定款の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

・ (略)

第四十三条 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 (略)
- 二・三 (略)

定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(略)

第五十一条 合併によつて農業共済組合を設立するには、各農業共済組合の総会において組合員(法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務を執行する役員を含む。)の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

・ (略)

第五十九条 (略)

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。



- 一 第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項  
二・三 (略)

(略)

第八十四条 農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、家畜共済にあつては第三号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第五号、畑作物共済にあつては第六号、園芸施設共済にあつては第七号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

- 一～三 (略)

四 共済目的 うんしゆうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし、ももその他政令で指定する果樹（農林水産省令で定める品種に属するもの及び農林水産省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。）

共済事故

風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下（第二百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済（以下「特定収穫共済」という。）にあつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

- 五・六 (略)

七 共済目的 施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）  
( )の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）

- 一 第三十条第一項第一号乃至第三号及び第十一号に掲げる事項  
二・三 (略)

(略)

第八十四条 農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、家畜共済にあつては第三号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第五号、畑作物共済にあつては第六号、園芸施設共済にあつては第七号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

- 一～三 (略)

四 共済目的 うんしゆうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし、ももその他政令で指定する果樹（農林水産省令で定める品種に属するもの及び農林水産省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。）

共済事故

風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下（特定収穫共済にあつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

- 五・六 (略)

七 共済目的 施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）  
( )の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）の

(のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く。以下「特定園芸施設」という。)

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

子牛等(前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児をいい、農林水産省令で定める生育の程度に達したものに限り。以下同じ。)は、共済規程の定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

(略)

次に掲げる物は、共済規程で定めるところにより、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。

一 農林水産省令で定める施設園芸用施設(特定園芸施設を除く。)であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの(以下「附帯施設」という。)

二 特定園芸施設を用いて栽培される農作物(農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物その他農林水産省令で定める農作物を除く。以下「施設内農作物」という。)

(略)

第八十五条 (略)

うち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く。以下「特定園芸施設」という。)

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

肉牛(乳牛以外の牛をいう。以下同じ。)の子牛等(前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児をいい、農林水産省令で定める生育の程度に達したものに限り。以下同じ。)は、定款の定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

(略)

次に掲げる物は、定款で定めるところにより、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。

一 農林水産省令で定める施設園芸用施設(特定園芸施設を除く。)であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの(以下「附帯施設」という。)

二 特定園芸施設を用いて栽培される農作物(農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物その他農林水産省令で定める農作物を除く。以下「施設内農作物」という。)

(略)

第八十五条 (略)

）（略）

農業共済組合（特定組合を除く。第十二項において同じ。）は、その所属する農業共済組合連合会が第二百二十一条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第八十三条第一項第四号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

第二百二十条の八第二項に規定する収穫共済以外の収穫共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち果実の品質の低下を共済事故としないものとする。

）（略）

農業共済組合（特定組合を除く。第十四項において同じ。）は、その所属する農業共済組合連合会が第二百二十一条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第八十三条第一項第四号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種又は栽培方法に応じて区分を定めるときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下収穫共済の共済目的の種類等という。）ごとに、その地域内に住所を有する者又は第十五条第一項第四号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体及び第二百二十条の三第一項に規定する団体（以下果樹共済資格団体という。）でその構成員のすべてが当該地域内に住所を有するものが栽培する当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹に係る果実の相当部分につき農林水産省令で定めるところによりその品質の程度を適正に確認することができる見込みがあるものとして第二百二十条の六第二項の地域のうちから農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む農業共済組合と当該地域内に住所を有する者又はその構成員のすべてが当該地域内に住所を有する果樹共済資格団体（農林水産省令で定める者に限る。）との間に成立する収穫共済の共済関係に係る収穫共済（当該収穫共済の共済目的の種類等に係る収穫共済に限る。）以外の収穫共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち果実の品質の低下を共済事故としないものとする。

前項の規定による指定には、第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第六項中「前項」とあるのは、「第十二項において準

(略)

第八十五条の三 (略)

・ (略)

第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十五条及び第二十六条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第二十五条中「定款、共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と読み替えるものとする。

(略)

第八十五条の三の二 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第二十九条第一項第六号、第八号及び第九号並びに第三十条第一項各号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

第八十五条の七 共済事業を行う市町村については、第八十三条、第八十四条第一項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、第八十三条第一項中「次のとおりとする。」「とあるのは、「第一号及び第三号から第六号までに掲げるものとする。」「と、第八十四条第二項及び第四項中「共済規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と、第八十五条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは、「当該市町村と

用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

(略)

第八十五条の三 (略)

・ (略)

第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十五条及び第二十六条第二項乃至第五項の規定を準用する。この場合において、第二十五条中「定款」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と読み替えるものとする。

(略)

第八十五条の三の二 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第三十条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

第八十五条の七 共済事業を行う市町村については、第八十三条、第八十四条第一項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び第八項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、第八十三条第一項中「次のとおりとする。」「とあるのは、「第一号及び第三号から第六号までに掲げるものとする。」「と、第八十四条第二項及び第四項中「定款」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と、第八十五条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは、「当該市町村との間

の間に農作物共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第三項中「前項前段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、「前項後段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同条第九項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、同条第十項中「第八十三条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「第八十五条の七において準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、同条第十一項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

に農作物共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第三項中「前項前段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、「前項後段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、同条第四項及び第十一項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項（同条第十二項において準用する場合を含む。）中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同条第九項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、同条第十項中「第八十三条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「第八十五条の七において準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、同条第十一項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第十二項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、「第十二項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第十二項」と読み替えるものとする。

第八十五条の十 (略)

前項の場合には、第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。この場合において、第二十五条中「定款、共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例の変更に關する条例」と読み替えるものとする。

第八十六条 組合員等は、共済規程又は共済事業の実施に關する条例（以下「共済規程等」と総称する。）の定めるところにより、定額の共済掛金を組合等に支払わなければならない。

(略)

第八十七条 組合等は、共済規程等の定めるところにより、第十四条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。

・ (略)

第八十七条の二 (略)

） (略)

農業共済組合は、共済規程の定めるところにより、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額につき年十・七五パーセントの割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

(略)

第八十五条の十 (略)

前項の場合には、第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。この場合において、第二十五条中「定款」とあるのは、「共済事業の実施に關する条例の変更に關する条例」と読み替えるものとする。

第八十六条 組合員等は、定款又は共済事業の実施に關する条例（以下定款等と総称する。）の定めるところにより、定額の共済掛金を組合等に支払わなければならない。

(略)

第八十七条 組合等は、定款等の定めるところにより、第十四条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。

・ (略)

第八十七条の二 (略)

） (略)

農業共済組合は、定款の定めるところにより、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額につき年十・七五パーセントの割合をこえない範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

(略)

第九十三条 (略)

家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済又は任意共済の共済目的の譲受人(第十五条第一項第四号に規定する栽培若しくは同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体又は第二百二十条の三第一項若しくは第二百二十条の十三第一項に規定する団体(以下この項において「果樹共済資格団体等」という。))の構成員が当該果樹共済資格団体等の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該果樹共済資格団体等)は、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(果樹共済資格団体等の構成員が当該果樹共済資格団体等の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該果樹共済資格団体等)の有する権利義務を承継することができる。

)(略)

第九十六条 組合等は、共済規程等の定めるところにより、損害防止のため必要な施設(次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。)をすることができる。

第九十六条の二 組合等は、共済規程等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることができる。

組合等は、その事業に支障がない場合に限り、共済規程等の定めるところにより、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用させることができる。

第九十三条 (略)

家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済又は任意共済の共済目的の譲受人(果樹共済資格団体又は第二百二十条の十四第二項の畑作物共済資格団体(以下この項において「果樹共済資格団体等」という。))の構成員が当該果樹共済資格団体等の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該果樹共済資格団体等)は、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(果樹共済資格団体等の構成員が当該果樹共済資格団体等の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該果樹共済資格団体等)の有する権利義務を承継することができる。

)(略)

第九十六条 組合等は、定款等の定めるところにより、損害防止のため必要な施設(次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。)をすることができる。

第九十六条の二 組合等は、定款等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることができる。

組合等は、その事業に支障がない場合に限り、定款等の定めるところにより、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用させることができる。

第九十八条 (略)

組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、共済規程等の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならぬ。

第九十九条 次の場合には、組合等は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一・二 (略)

三 組合員等が第九十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

四 組合員等が第二百五条第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて共済細目書に不実の記載をしたとき。

五 (略)

六 組合員等が第一百五条第五項、第一百三十二条の二若しくは第二百二十条の五(第二百二十条の十八及び第二百二十条の二十五において準用する場合を含む。)の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

七 (略)

八 第二百二十条の二第一項、第二百二十条の十二第一項又は第二百二十条の十九第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹、農作物、蚕繭又は特定園芸施設(第八十四条第四項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。)に関する農林水産省令で定める重要な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知

第九十八条 (略)

組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、定款等の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならぬ。

第九十九条 次の場合には、組合等は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一・二 (略)

三 組合員等が第九十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

四 組合員等が第二百五条第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて共済細目書に不実の記載をしたとき。

五 (略)

六 組合員等が第一百五条第三項、第一百三十二条の二若しくは第二百二十条の五(第二百二十条の十八及び第二百二十条の二十五において準用する場合を含む。)の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

七 (略)

八 第二百二十条の二第一項、第二百二十条の十二第一項又は第二百二十条の十九第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹、農作物、蚕繭又は特定園芸施設(第八十四条第四項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。)に関する農林水産省令で定める重要な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず



せず、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。

（略）

組合等は、第一百六条第一項第一号、第二百二十条の六第一項第一号又は第二百二十条の十二第一項第一号の規定により栽培方法に應ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物又は果樹につき、組合員等がその栽培方法をこれらの規定により定められた区分で当該農作物又は果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

（略）

第二百五条 組合員等は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で特別の定めをした場合を除いては、毎年農作物共済に係る共済責任期間の開始する時まで、組合等に、共済目的を明らかにすべき事項を記載した共済細目書を提出し、かつ、共済掛金を払い込まなければならない。

前項の共済細目書に記載すべき事項は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等でこれを定める。

農業共済組合の組合員は、第一項の共済細目書の提出に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該共済細目書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該共済細目書を提出したものとみなす。

前項前段の電磁的方法（第三十六条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該共済細目書に記載すべき事項の提供は

、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。

（略）

組合等は、第八十五条第十一項、第一百六条第一項第一号又は第二百二十条の十四第一項の規定により栽培方法に應ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹又は農作物につき、組合員等がその栽培方法をこれらの規定により定められた区分で当該果樹又は農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

（略）

第二百五条 組合員等は、農林水産省令の定めるところにより定款等で特別の定めをした場合を除いては、毎年農作物共済に係る共済責任期間の開始する時まで、組合等に、共済目的を明らかにすべき事項を記載した共済細目書を提出し、かつ、共済掛金を払い込まなければならない。

前項の共済細目書に記載すべき事項は、農林水産省令の定めるところにより定款等でこれを定める。

、農業共済組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該農業共済組合に到達したものとみなす。

第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員等は、共済規程等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第百六条 農作物共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。

一 共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて区分を定めるときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「農作物共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ 当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量

ロ 一から第百九条第一項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

二 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ 当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計

ロ 一から第百九条第二項の規定により共済規程等で定められる割合

第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員等は、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第百六条 農作物共済の共済金額は、政令で指定する共済目的の種類に係るものにあつては次の各号のいずれかに掲げる金額であつて組合等が定款等で定めるものとし、その他の共済目的の種類に係るものにあつては第一号に掲げる金額とする。ただし、農業共済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始（二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。）又は共済事業を行う二以上の市町村に係る廃置分合（以下農業共済組合の合併等という。）があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に行つた条第五項の規定による農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率の一般の改定の次の一般の改定までの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等で定めていた共済金額とすることができる。

一 共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて区分を定めるときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下農作物共済の共済目的の種類等という。）ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地

を差し引いて得た割合

三 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量にロの割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計

ロ 一から第百九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額

二 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額

その地域内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に住所を有する農作物共済資格団体で政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行うものごとの当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物に係る収穫量を農林水産省令で定めるところにより適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する組合員等又は組合員等たる農作物共済資格団体でその構成員のすべてがその地域内に住所を有するものとの間に成立する農作物共済の共済関係に係る農作物共済における当該農作物共済の共済目的の種類等に係る共済金額は、前項の規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計の百分の九十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項に規定する組合員等以外の組合員等で政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行うもの（当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物に係る収穫量を適正に確認することができる見込みがあるも

のとして農林水産省令で定める者に限る。)と組合等との間に成立する農作物共済の共済関係に係る農作物共済における当該農作物共済の共済目的の種類等に係る共済金額は、第一項の規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計の百分の九十に相当する数を乗じて得た金額とする。

第二項の規定による地域の指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第九九条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項の単位当たり共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき農林水産省令で定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。

第一百七条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。))の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。

前項各号の単位当たり共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額とする。

第一百七条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。))の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。

以下同じ。)ことに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の第二項の申出に係る市町村の共済事業の開始(二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。)又は共済事業を行う二以上の市町村に係る廃置分合(以下「農業共済組合の合併等」という。)があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第五項の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。

・ (略)

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

(略)

以下同じ。)ことに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第五項の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることができる。

・ (略)

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

(略)

第九十九条 組合等は、次項及び第三項に規定する農作物共済以外の農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。次項において同じ。）がその基準収穫量に百分の三十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、第九十六条第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合等に支払うものとする。

組合等は、第九十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごと、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

第九十九条 組合等は、次項及び第三項に規定する農作物共済以外の農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。次項において同じ。）がその基準収穫量の百分の三十を超えた場合に、第九十六条第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、第九十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とすること  
を定款等で定めた共済目的の種類に係る農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の二十を超えた場合に、第九十六条第一項第二号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、第一百六条第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計に百分の十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

（略）

第一百十条の二 組合等は、その支払うべき農作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たつては、共済規程等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

第一百一十一条 乳牛の雌等（乳牛の雌及び農林水産省令で定める乳牛の子牛等）をいう。以下同じ。）、肉用牛等（乳牛の雌等及び種雄牛以外の牛並

組合等は、第一百六条第二項又は第三項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計の百分の十を超えた場合に、それぞれ第一百六条第二項又は第三項の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

（略）

第一百十条の二 組合等は、その支払うべき農作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たつては、定款等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

第一百一十一条 乳牛の雌、肉用牛等（乳牛の雌及び種雄牛以外の牛並びに肉牛の胎児をいう。以下同じ。）、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚（以下

びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。）、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚（以下「包括共済対象家畜」と総称する。）に係る家畜共済の共済関係は、農業共済組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者が、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、その者の飼養する包括共済対象家畜で第八十四条第一項第三号に掲げる牛（子牛等を共済目的とする家畜共済にあつては、子牛等を含む。）、同号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものを一体として、肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、農林水産省令で定める飼養区分ごとに組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

（略）

包括共済対象家畜（子牛等及び肉豚を除く。）であつて、農林水産省令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

第百十一条の六 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛又は馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものを飼養するに至つたときは、その時（その時に当該組合等の当該包括共済関係に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時）に、当該牛若しくは牛の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、馬又は種豚は、当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当

包括共済対象家畜と総称する。）に係る家畜共済の共済関係は、農業共済組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者が、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、その者の飼養する包括共済対象家畜で第八十四条第一項第三号に掲げる牛（肉牛の子牛等を共済目的とする家畜共済にあつては、肉牛の子牛等を含む。）、同号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものを一体として、肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、農林水産省令で定める飼養区分ごとに組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

（略）

包括共済対象家畜（肉牛の子牛等及び肉豚を除く。）であつて、農林水産省令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

第百十一条の六 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外のものを飼養するに至つたときは、その時（その時に当該組合等の当該包括共済関係に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時）に、当該牛若しくは牛の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、馬又は種豚は、当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものと



該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している牛若しくは牛の胎児が同項の農林水産省令で定める生育の程度に達したときも、また同様とする。

第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛又は馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛若しくは牛の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。

（略）

第百十一条の九 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該組合等が第八十四条第二項の規定により子牛等をその家畜共済においてその共済目的としているときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四条第二項の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。

第百十二条 組合等の家畜共済に係る共済責任は、共済規程等に特別の定めがある場合を除いては、組合等が組合員等から共済掛金の支払（第八

百十二条の九）による。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している肉牛の胎児が同項の農林水産省令で定める生育の程度に達したときも、また同様とする。

第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外のものを飼養していたときは、当該牛若しくは牛の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。

（略）

第百十二条 組合等の家畜共済に係る共済責任は、定款等に特別の定めがある場合を除いては、組合等が組合員等から共済掛金の支払（第八十六

十六条第一項の共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払（を受けた日の翌日から始まる。ただし、その日以後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。）

家畜共済に係る共済掛金期間は、一年（肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間）とする。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等で別段の定めをすることができる。

（略）

第百十三条の二 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動（死亡及び廃用を除く。）を生じたときは、共済規程等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第百十四条 家畜共済の共済金額は、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては第百十一条第一項の農林水産省令で定める飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間開始の時ににおける共済金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済金額の百分の八十を超えない範囲内において、共済規程等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払（を受けた日の翌日から始まる。但し、その日以後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。）

家畜共済に係る共済掛金期間は、一年（肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間）とする。ただし、特別の事由があるときは、定款等で別段の定めをすることができる。

（略）

第百十三条の二 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動（死亡及び廃用を除く。）を生じたときは、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第百十四条 家畜共済の共済金額は、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては第百十一条第一項の農林水産省令で定める飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間開始の時ににおける共済金額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済金額の百分の八十を超えない範囲内において、定款等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

・ (略)

包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等は、共済掛金期間の中途においても、農林水産省令の定めるところにより、組合等に対しその増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該組合員等は、農林水産省令の定めるところにより、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合等が当該組合員等から当該共済掛金の支払（第八十六条第一項の共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

・ (略)

第百十四条の二 家畜共済の共済価額は、次の金額とする。

一 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的としない家畜共済に係るもの並びに種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額

二 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに次の価額を合計した金額

イ・ロ (略)

三・四 (略)

・ (略)

包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等は、共済掛金期間の中途においても、農林水産省令の定めるところにより、組合等に対しその増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該組合員等は、農林水産省令の定めるところにより、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合等が当該組合員等から当該共済掛金の支払（第八十六条第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

・ (略)

第百十四条の二 家畜共済の共済価額は、左の金額とする。

一 乳牛の雌、種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係並びに肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的としない家畜共済に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額

二 肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものにあつては、組合員等ごとに次の価額を合計した金額

イ・ロ (略)

三・四 (略)

(略)

第一項第二号イの牛(その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものに限る。)、同号口の牛の胎児及び同項第三号の肉豚の価額は、農林水産省令で定めるところにより、組合等が定める金額とする。

第百十五条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類(第八十四条第一項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して農林水産大臣が定める種類をいう。以下この条において同じ。)(ことに、次の各号の率を合計した率とする。

一 死亡及び廃用(これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。)(による損害並びに疾病(第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。))及び傷害による損害(疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。次号において同じ。)(のうち次号の診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲(第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第十項において同じ。)(を下らない範囲内において共済規程等で定める率

(略)

第一項第二号イの牛であつて、その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。

第一項第二号口の牛の胎児の価額は、農林水産省令の定めるところにより、その母牛の価額を基礎として算定される金額とする。

第一項第三号の肉豚の価額は、農林水産省令で定めるところにより、組合等が定める金額とする。

第百十五条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類(第八十四条第一項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して農林水産大臣が定める種類をいう。以下この条において同じ。)(ことに、次の各号の率を合計した率とする。

一 死亡及び廃用(これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。)(による損害並びに疾病(第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。))及び傷害による損害(疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。次号において同じ。)(のうち次号の診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲(第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第十項において同じ。)(を下らない範囲内において定款等で定める率

二 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるもの（以下「診療技術料等」という。）に対応する共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らず、農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において共済規程等で定める率

三 伝染性の疾病又は気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち農林水産省令で定めるもの（以下「家畜異常事故」という。）による損害（家畜異常事故に該当する疾病の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。）に対応する共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

（略）

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、次の各号の率及び第一項第三号の率を合計した率とする。

二 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるもの（以下「診療技術料等」という。）に対応する共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らず、農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において定款等で定める率

三 伝染性の疾病又は気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち農林水産省令で定めるもの（以下「家畜異常事故」という。）による損害（家畜異常事故に該当する疾病の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。）に対応する共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

（略）

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、次の各号の率及び第一項第三号の率を合計した率とする。

一 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

（略）

包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下「多種包括共済」という。）の共済掛金率は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後第百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第一項第二号口の価額を含む。第十二項において同じ。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率（当該共済目的の種類につき組合員等が第二項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項第三号の率の合計率）を算術平均した率とする。

一 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

二 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

（略）

包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下「多種包括共済」という。）の共済掛金率は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時において現に飼養しているものの価額（第百十四条の二第一項第二号口の価額を含む。第十二項において同じ。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率（当該共済目的の種類につき組合員等が第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項第三号の率の合計率）を算術平均した率とする。

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間に於いて当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等との当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が農林水産省令で定める基準に適合する場合には、前項の規定による共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、次の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることができる。

一 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第一号の共済掛金標準率甲を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らず、前号の見込額を重みと

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間に於いて当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等との当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が農林水産省令で定める基準に適合する場合には、前項の規定による共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、次の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることができる。

一 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第一号の共済掛金標準率甲を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

二 前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らず、前号の見込額を重みと

して当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の農林水産大臣の定める率を算術平均して得た多種包括共済掛金率乙限度率を超えない範囲内において共済規程等で定める率

三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三号の共済掛金標準率丙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第三号の共済掛金割引標準率丙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

（略）  
第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第百十六条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対す

して当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の農林水産大臣の定める率を算術平均して得た多種包括共済掛金率乙限度率を超えない範囲内において定款等で定める率

三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三号の共済掛金標準率丙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第三号の共済掛金割引標準率丙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

（略）  
第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

第百十六条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、疾病又は傷害により支払う共済金は、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、農林水産省令の定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割



る割合（その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十）を乗じて得た額

二（略）

前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつてこれを算定する。

（略）

第一項第一号の家畜の価額には、第百十四条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第百二十条の二 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び第百二十条の九第二号に掲げる期間ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の果樹共済資格者が、共済規程等で定める申込期間内に、その者が現に栽培している第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹で、組合等が現に行つている収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としているもの（収穫共済にあつては第百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹体共済にあつては同条第六項の樹体共済の共済目的の種類等ごと）、その栽培の業務の規模が、農林水産省令で定めるところにより共済規程等で定める基準に達しないものを除く。）のすべて（当該果樹のうちこれが収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等果樹共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当する果樹があるときは、その農林水産省令で定める事由に該当する果樹以外の当

合（その割合が百分の八十をこえるときは、百分の八十）を乗じて得た額

二（略）

前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、定款等で定める方法によつてこれを算定する。

（略）

第一項第一号の家畜の価額には、第百十四条の二第二項から第五項までの規定を準用する。

第百二十条の二 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び第百二十条の九第二号に掲げる期間ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の果樹共済資格者が、定款等で定める申込期間内に、その者が現に栽培している第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹で、組合等が現に行つている収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としているもの（収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと（特定収穫共済にあつては、第百二十条の六第三項の特定収穫共済の共済目的の種類ごと）、樹体共済にあつては同条第十一項の樹体共済の共済目的の種類等ごと）、その栽培の業務の規模が、農林水産省令で定めるところにより定款等で定める基準に達しないものを除く。）のすべて（当該果樹のうちこれが収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等果樹共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当する果樹があるときは、そ

該果樹のすべて)を組合等の収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

(略)

第二百二十条の三の二 (略)

農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、第二百二十条の八第二項に規定する収穫共済について、第二百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち品質の低下を共済事故としない旨の申出をすることができる。

第一項本文又は前項の申出があつたときは、当該申出に係る収穫共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第二百二十条の四 第二百二十条の二第一項の規定により組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係が成立した者は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で特別の定めをした場合を除いては、当該収穫共済又は樹体共済に係る共済責任期間の開始する時まで、当該組合等に、共済掛金(共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係る共済掛金)を支払わなければならない。

第二百二十条の五 組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存す

の農林水産省令で定める事由に該当する果樹以外の当該果樹のすべて)を組合等の収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

(略)

第二百二十条の三の二 (略)

前項本文の申出があつたときは、当該申出に係る収穫共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第二百二十条の四 第二百二十条の二第一項の規定により組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係が成立した者は、農林水産省令の定めるところにより定款等で特別の定めをした場合を除いては、当該収穫共済又は樹体共済に係る共済責任期間の開始する時まで、当該組合等に、共済掛金(定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係る共済掛金)を支払わなければならない。

第二百二十条の五 組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存す

る者は、当該共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたときは、共済規程等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第二百二十条の六 収穫共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。

一 収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めたと区分。以下「収穫共済の共済目的の種類等」という。）（こと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者）（こと）に、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価額に、その者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地）（こと）の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十（第二百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えない範囲内において、申し出た金額

二 収穫共済の共済目的の種類等（こと）及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者（こと）に、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価額に、その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗

る者は、当該共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたときは、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第二百二十条の六 収穫共済の共済金額は、収穫共済の共済目的の種類等（こと）及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者（こと）に、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価額に、その者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地（こと）の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（以下この項において標準収穫金額という。）に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十（第二百二十条の三の二第二項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えない範囲内において、申し出た金額とする。

じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十を超えない範囲内において、申し出た金額

三 収穫共済の共済目的の種類等こと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定収穫共済限度額（基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額

収穫共済のうち、その収穫共済の共済目的の種類等ことに、その地域内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に住所を有する果樹共済資格団体が栽培する当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹に係る果実の相当部分につき農林水産省令で定めるところによりその収穫量を適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若しくは果樹共済資格者又はその構成員のすべてがその地域内に住所を有する果樹共済資格団体（農林水産省令で定める者に限る。以下この項において同じ。）との間に成立する収穫共済の共済関係に係るものにおける当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済金額は、前項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類等こと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、定款等で定めるところにより、果実の単位当たり価額にその者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（以下この項において標準収穫金額という。）に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十を超えない範囲内において、申し出た金額とする。

収穫共済のうち、その共済目的の種類（農林水産大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき、第八十五条第十一項の規定により定められた区分の一又は二以上のものを指定したときは、当該指定に係る区分を除く。以下特定収穫共済の共済目的の種類という。）ごとに、その地域内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に住所を有する果樹共済資格団体が栽培する当該特定収穫共済の共済目的の種類たる果樹に係る果実の相当部分につき農林水産省令で定めるところによりその生産金額を適正に確認することができる見込みがあるものとして前項の地域以外の地域のうちから農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若しくは果樹共済資格者又はその構成員のすべてがその地域内に住所を有する果樹共済資格団体（農林水産省令で定める者に限る。以下この項及び第九項において同じ。）との間に成立する収穫共済の共済関係に係るものにおける当該特定収穫共済の共済目的の種類に係る共済金額は、第一項の規定にかかわらず、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、定款等で定めるところにより、基準生産金額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の百分の八十に相当する金額（以下特定収穫共済限度額という。）を超えない範囲内において、申し出た金額とする。

前二項の規定による地域の指定は、組合等の申請に基づいてするものとする。

組合等は、前項の申請をするには、あらかじめ総会（共済事業を行う市町村にあつては、議会）の議決を経なければならぬ。

前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

前項第一号及び第二号の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間における果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。

第一項第一号及び第二号の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合等が定めるものとする。この場合において、果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済に係る同号の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が過去一定年間において収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。

第一項第三号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農林水産大臣が定める準則に従い、その者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産金額（当該果実に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第二百十条の八第三項において同じ。）を基礎として、組合等が定める金額とする。

農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分を定めたときは、当該収穫共済の共済目的の種類等についての第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項の規定の適用については、第一項第一号及び第二号中「標準収穫金額」とあるのは「標準収穫金額（当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第二項及び第三項中「収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「収穫共済の共済目的

第一項及び第二項の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間における果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。

第一項及び第二項の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合等が定めるものとする。この場合において、果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済に係る同項の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が過去一定年間において収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。

第三項の基準生産金額は、特定収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農林水産大臣が定める準則に従い、その者が過去一定年間において収穫した当該特定収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産金額を基礎として、組合等が定める金額とする。

農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分を定めたときは、当該収穫共済の共済目的の種類等についての第一項、第二項、第七項及び第八項の規定の適用については、第一項中「定款等の定めるところにより」とあるのは「定款等の定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第二項中「定款等で定めるところにより」とあるのは「定款等で定めるところにより、当

の種類等の細区分」とする。

樹体共済の共済金額は、共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の生育の程度に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「樹体共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等の定めるところにより、共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、申し出た金額とする。

（略）

第一項各号及び第六項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

第二百二十条の七 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別（第二百二十条の三の二第二項の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。）ごと及び組合等の区域ごとに、収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標

該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごと」と、「その者の当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「その者の当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第七項及び第八項中「収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」とする。

樹体共済の共済金額は、共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の生育の程度に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下樹体共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十をこえない範囲内において、申し出た金額とする。

（略）

第一項から第三項まで及び第十一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

第二百二十条の七 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別（第八十五条第十一項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。）ごと及び組合等の区域ごと（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと）に、収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。ただし、農業共

準率及び収穫異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。

組合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類につき農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等に係る前項又は第五項の共済掛金率を割り引くものとする。

第一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の収穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに定める。

前項の収穫共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものとす。

- 一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率（以下この項において「被害率」という。）のうち、農林水産大臣が定める通常標

済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることができる。

組合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類）につき農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類等（特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類）に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等（特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類）に係る前項又は第五項の共済掛金率を割り引くものとする。

第一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の収穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと）に定める。

前項の収穫共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと）に、次の率を合計したものとす。

- 一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率（以下この項において被害率という。）のうち、農林水産大臣が定める通常標準被



準被害率（以下「収穫通常標準被害率」という。）を超えないものにあつてはその被害率を、収穫通常標準被害率を超えるものにあつては収穫通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下「収穫通常共済掛金標準率」という。））

二 被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下「収穫異常共済掛金標準率」という。））

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の収穫危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その収穫危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各収穫危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、樹体基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、そ

害率（以下「収穫通常標準被害率という。）を超えないものにあつてはその被害率を、収穫通常標準被害率を超えるものにあつては収穫通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下収穫通常共済掛金標準率という。））

二 被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下収穫異常共済掛金標準率という。））

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと）及び組合等の区域ごと）に、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の収穫危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その収穫危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各収穫危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、樹体基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞ

れぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。

・ (略)

組合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

(略)

第二百十條の八 組合等は、次項及び第三項に規定する收穫共済以外の收穫共済については、收穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該收穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準收穫量から第九十八條の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の收穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）の合計が当該樹園地ごとの当該收穫共済の共済目的の種類等に係る基準收穫量の合計の百分の三十（第二百十條の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る收穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の二十を下らず百分の三十を超えない範囲内において農

れ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることができる。

・ (略)

組合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

(略)

第二百十條の八 組合等は、次項及び第三項に規定する收穫共済以外の收穫共済については、收穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該收穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準收穫量から第九十八條の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の收穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）の合計が当該樹園地ごとの当該收穫共済の共済目的の種類等に係る基準收穫量の合計の百分の三十（第二百十條の三の二第二項の規定の適用を受ける共済関係に係る收穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の二十を下らず百分の三十を超えない範囲内において農

林水産省令で定める割合)を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収獲量の合計に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、第二百二十条の六第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量(第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。)が第一号に掲げる数量の百分の二十を超えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一・二 (略)

組合等は、特定収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第四号に規定する果実の減収又は品質の低下(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しないときに、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第一項及び第二項の基準収獲量は、組合等が第二百二十条の六第三項の規定により定められた基準収獲量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

林水産省令で定める割合)を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収獲量の合計に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、第二百二十条の六第二項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量(第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。)が第一号に掲げる数量の百分の二十を超えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一・二 (略)

組合等は、特定収穫共済については、特定収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第四号に規定する果実の減収又は品質の低下(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該特定収穫共済の共済目的の種類等に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しないときに、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第一項及び第二項の基準収獲量は、組合等が第二百二十条の六第八項の規定により定められた基準収獲量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

第二百十條の第六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、「基準収穫量から」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、「と、「その樹園地の収穫量」とあるのは「当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。）の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「合計が」とあるのは「合計額が」と、「基準収穫量の合計」とあるのは「基準収穫金額の合計額」と、「減収量の合計」とあるのは「減収金額の合計額」と、第二項中「減収量」とあるのは「減収金額」と、「掲げる数量」とあるのは「掲げる金額」と、「差し引いて得た数量」とあるのは「差し引いて得た金額」と、同項第一号中「当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該組合員等の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額」と、同項第二号中「第九十八條の二」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、第九十八條の二」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数量」とあるのは「数量」に相当する数を乗じて得た金額の合計額」とする。

(略)

第二百十條の第六第十項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、「基準収穫量から」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、「と、「その樹園地の収穫量」とあるのは「当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。）の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「合計が」とあるのは「合計額が」と、「基準収穫量の合計」とあるのは「基準収穫金額の合計額」と、「減収量の合計」とあるのは「減収金額の合計額」と、第二項中「減収量」とあるのは「減収金額」と、「掲げる数量」とあるのは「掲げる金額」と、「差し引いて得た数量」とあるのは「差し引いて得た金額」と、同項第一号中「当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該組合員等の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額」と、同項第二号中「第九十八條の二」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、第九十八條の二」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数量」とあるのは「数量」に相当する数を乗じて得た金額の合計額」とする。

(略)

前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は支持物の価額で樹体共済の共済価額の算定の基礎となつたものにより、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定するものとする。

第二百十條の九 果樹共済の共済責任期間は、收穫共済にあつては第一号に掲げる期間、樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とする。

一 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の收穫をするに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の收穫共済の共済目的の種類等に係る果樹又は特定の收穫共済の共済關係に係る果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その果樹については、その農林水産大臣の定めた期間）

二 共済目的の種類ごとに共済規程等で定める日から一年間

第二百十條の十二 畑作物共済の共済關係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、農業共済組合の組合員又は次條の畑作物共済資格者が、その者が栽培又は養蚕を行う第八十四條第一項第六号の農作物又は蚕繭で、組合等が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としているもの（次に掲げる農作物又は蚕繭を除く。以下この条において「対象農作物等」という。）のすべてを組合等の畑作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

一 共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類（農作物に限る。）につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これら

前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は支持物の価額で樹体共済の共済価額の算定の基礎となつたものにより、農林水産省令の定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定するものとする。

第二百十條の九 果樹共済の共済責任期間は、收穫共済にあつては第一号に掲げる期間、樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とする。

一 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の收穫をするに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の收穫共済の共済目的の種類等に係る果樹又は特定の收穫共済の共済關係に係る果樹（特定收穫共済にあつては、特定の特定收穫共済の共済目的の種類に係る果樹）につきこれと異なる期間を定めたときは、その果樹については、その農林水産大臣の定めた期間）

二 共済目的の種類ごとに定款等で定める日から一年間

第二百十條の十二 畑作物共済の共済關係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、農業共済組合の組合員又は次條の畑作物共済資格者が、その者が栽培又は養蚕を行う第八十四條第一項第六号の農作物又は蚕繭で、組合等が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としているもの（次に掲げる農作物又は蚕繭を除く。次項において対象農作物等という。）のすべてを組合等の畑作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

一 第二百十條の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、その栽培又は養蚕の業務の規模が、農林水産省令の定めるところにより定款等で定める基準に達しない農作物又は蚕繭

の共済目的の種類については、その定めた区分。以下「畑作物共済の共済目的の種類等」という。）ことに、その栽培又は養蚕の業務の規模が、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で定める基準に達しない農作物又は蚕繭

二（略）

前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、共済規程等で定める申込期間内に、すべての種類の対象農作物等について同項の規定による申込みをしている場合で、かつ、当該畑作物共済に係る第二百二十条の十七第一号又は第二号に規定する期間の開始前でなければ、することができない。

組合等が農林水産省令で定めるところにより共済規程等で対象農作物等につき共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、当該対象農作物等についての前項の規定の適用については、同項中「すべての種類の対象農作物等について同項」とあるのは、「次項の規定により定められた区分ごとに、当該区分に係る対象農作物等のすべてについて前項」とする。

第二百二十条の十四 畑作物共済の共済金額は、農作物に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとし、蚕繭に係るものにあつては第三号に掲げる金額とする。

一 畑作物共済の共済目的の種類等こと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十（

二（略）

前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、定款等で定める申込期間内に、すべての種類の対象農作物等について同項の規定による申込みをしている場合で、かつ、当該畑作物共済に係る第二百二十条の十七第一号又は第二号に規定する期間の開始前でなければ、することができない。

第二百二十条の十四 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類（農作物に限る。）につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定めた区分。以下畑作物共済の共済目的の種類等という。）こと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、当該各号に掲げる数を乗じて得た金額とする。

一 第八十四条第一項第六号の農作物のうちばれいしよ、てん菜及びさ

大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の八十に相当する数に乗じて得た金額

二 畑作物共済の共済目的の種類等こと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の九十）に相当する数に乗じて得た金額

三 畑作物共済の共済目的の種類等こと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の八十に相当する数に乗じて得た金額

とうきび並びに政令で定めるもの 当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の九十）に相当する数

二 第八十四条第一項第六号の農作物のうち大豆、小豆及びいんげん並びに前号の政令で定める農作物以外のもの 当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十（大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の八十）に相当する数

三 蚕繭 当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の八十に相当する数

その地域内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に住所を有する畑作物共済資格団体（第十五条第一項第五号に規定する栽培又は養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体及び前条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。）で前項第二号に掲げる共済目的の種類のうち政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行うものごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物に係る収穫物の相当部分につき農林水産省令で定めるところによりその収穫量を適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若しくは畑作物共済資格者又はその構成員のすべてがその地域内に住所を有する畑作物共済資格団体（農林水産省令で定める者に限る。以下この項において同じ。）

前項各号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物又は繭の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額とする。

(略)

農林水産大臣が特定の地域における蚕繭を共済目的とする畑作物共済に係る特定の畑作物共済の共済目的の種類等につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての第一項第三号及び第二項の規定の適用については、同号中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「畑作物共済の共済目的の種類等(農林水産大臣が蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めた場合であつて、当該区分のいずれかにつき蚕期に応じて区分を定めたときは、その蚕期に応じた区分。以下「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」という。)(こと」と、「当該畑作物共済の共

との間に成立する畑作物共済の共済関係に係るものにおける当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る共済金額は、同項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、同項第一号に掲げる数を乗じて得た金額とする。

前項の規定による地域の指定は、組合等の申請に基づいてするものとする。

組合等は、前項の申請をするには、あらかじめ総会(共済事業を行う市町村にあつては、議会)の議決を経なければならない。

前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一項及び第二項の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物又は繭の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。

(略)

農林水産大臣が特定の地域における蚕繭を共済目的とする畑作物共済に係る特定の畑作物共済の共済目的の種類等につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての第一項及び第六項の規定の適用については、第一項中「特定の共済目的の種類(農作物に限る。)(ことにつき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定めた区分。以下畑作物共済の共済目的の種類等という」とあるのは、「蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めた場合であつて、当該区分のいずれか



済目的の種類等」とあるのは、「当該蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」と、同項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。

第二百二十条の十五 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別（第二百二十条の十七第二号の規定により桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。）こと。以下この条において同じ。）及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。

前項の畑作物基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の畑作物一次共済掛金標準率（第二百二十条の十二第一項第一号の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金標準率）に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに危険階級別に定める。

（略）

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分す

につき蚕期に応じて区分を定めるときは、その蚕期に応じた区分。以下蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分という」と、同項第三号及び第六項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。

第二百二十条の十五 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別（第二百二十条の十七第二号の規定により桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。）こと。以下本条において同じ。）及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

前項の畑作物基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の畑作物一次共済掛金標準率（前条第一項の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金標準率）に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに危険階級別に定める。

（略）

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分す

る要因となる事項に依じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

(略)

第二百二十条の十六 組合等は、次項及び第三項に規定する畑作物共済以外の畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の第二百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の三十（大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の二十）を超えた場合に、第二百二十条の十四第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超え

る要因となる事項に依じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

(略)

第二百二十条の十六 組合等は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第二百二十条の十四第一項第一号に掲げる共済目的の種類に係る畑作物共済にあつては第一号に掲げる金額、同項第二号に掲げる共済目的の種類に係る畑作物共済にあつては第二号に掲げる金額、蚕繭に係る畑作物共済にあつては第三号に掲げる金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量（てん菜その他政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつては、その年における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量）を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故によ

た部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

り発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の二十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十）を超えた場合に、単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

二 当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の三十（大豆その他第二百二十条の十四第一項第二号の政令で定める農作物にあつては、百分の二十）を超えた場合は、単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

三 共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済

組合等は、第二百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る同条第三項の規定により定められる基準収獲量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収獲量（てん菜その他政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつては、その年における当該組合員等の収獲に係る当該農作物の糖度に応じ当該収獲量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量）を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収獲量の合計の百分の二十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十）を超えた場合に、第二百二十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の百分の二十を超えた場合に、単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

組合等は、第二百二十条の十四第二項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る畑作物共済については、前項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、同項第一号に掲げる金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第二百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収繭量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収繭量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収繭量の百分の二十を超えた場合に、第二百二十条の十四第一項第三号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第二百二十条の十四第四項の規定により蚕期に応じた区分が定められた地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての前項の規定の適用については、同項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。

第二百二十条の十七 畑作物共済の共済責任期間は、農作物に係る畑作物共済にあつては第一号に掲げる期間、蚕繭に係る畑作物共済にあつては第二号に掲げる期間とする。

一・二二（略）

第二百二十条の十八 畑作物共済には、第一百十条の二、第一百十一条の二、第

第二百二十条の十四第八項の規定により蚕期に応じた区分が定められた地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての第一項の規定の適用については、同項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。

第二百二十条の十七 畑作物共済の共済責任期間は、第二百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる共済目的の種類等に係る畑作物共済にあつては第一号に掲げる期間、蚕繭に係る畑作物共済にあつては第二号に掲げる期間とする。

一・二二（略）

第二百二十条の十八 畑作物共済には、第一百十条の二、第一百十一条の二、第

百十一条の三第二項、第百十一条の四、第百十一条の七、第百二十条の四、第百二十条の五及び第百二十条の十並びに商法第六百四十四条、第六百四十五条及び第六百四十九条の規定を準用する。この場合において、第百十一条の二第一項中「第八十四条第一項第三号に掲げる牛（十二歳を超える種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としてゐる第八十四条第一項第六号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営むもの」と、「当該家畜」とあるのは「当該農作物又は蚕繭」と、「家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する前項」と、第百十一条の三第二項中「家畜共済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは「畑作物共済資格者」と、第百十一条の四中「家畜共済資格者から第百十一条」とあるのは「畑作物共済資格者から第百二十条の十二第一項」と、第百十一条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「第百十一条の三第二項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する第百十一条の三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する前二項」と、第百二十条の四中「第百二十条の二第一項」とあるのは「第百二十条の十二第一項」と、「収穫共済又は樹体共済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「当該収穫共済又は樹体共済」とあるのは「当該畑作物共済」と、「開始する時」とあるのは「開始する時（さとうきびを共済目的とする場合にあつては、農林水産大臣の定める日）」と、第百二十条の十中「果樹共済」とあるのは「畑作物共済」と、「第百二十条の二第一項」とあるのは「第百二十条の十二第一項」と、「果実の加工」とあ

百十一条の三第二項、第百十一条の四、第百十一条の七、第百二十条の四、第百二十条の五及び第百二十条の十並びに商法第六百四十四条、第六百四十五条及び第六百四十九条の規定を準用する。この場合において、第百十一条の二第一項中「第八十四条第一項第三号に掲げる牛（十二歳を超える種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としてゐる第八十四条第一項第六号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営むもの」と、「当該家畜」とあるのは「当該農作物又は蚕繭」と、「家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する前項」と、第百十一条の三第二項中「家畜共済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは「畑作物共済資格者」と、第百十一条の四中「家畜共済資格者から第百十一条」とあるのは「畑作物共済資格者から第百二十条の十二第一項」と、第百十一条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「第百十一条の三第二項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する第百十一条の三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する前二項」と、第百二十条の四中「第百二十条の二第一項」とあるのは「第百二十条の十二第一項」と、「収穫共済又は樹体共済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「当該収穫共済又は樹体共済」とあるのは「当該畑作物共済」と、「開始する時」とあるのは「開始する時（さとうきびを共済目的とする場合にあつては、農林水産大臣の定める日）」と、第百二十条の十中「果樹共済」とあるのは「畑作物共済」と、「第百二十条の二第一項」とあるのは「第百二十条の十二第一項」と、「果実の加工」とあ

るのは「農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の加工」と、「当該果実」とあるのは「当該収穫物若しくは蚕繭」と、「果実の数量又は品質（特定収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格）」とあるのは「収穫物又は蚕繭の数量」と読み替えるものとする。

第二百二十条の二十一 園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等から共済掛金の支払（共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日から一年間とする。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等で別段の定めをすることができる。

第二百二十条の二十二 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、共済規程等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者が申し出た金額とする。

・（略）

第二百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定める特定園芸施設の区分（以下「施設区分」という。）（ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。）ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。

るのは「農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の加工」と、「当該果実」とあるのは「当該収穫物又は蚕繭」と、「果実の数量又は品質（特定収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格）」とあるのは「収穫物又は蚕繭の数量」と読み替えるものとする。

第二百二十条の二十一 園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等から共済掛金の支払（定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日から一年間とする。ただし、特別の事由があるときは、定款等で別段の定めをすることができる。

第二百二十条の二十二 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、定款等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者が申し出た金額とする。

・（略）

第二百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定める特定園芸施設の区分（以下施設区分という。）（ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。）ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

(略)

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内で共済規程等で定めるものとし、その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

(略)

第二百二十条の二十四 (略)

前項の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定するものとする。

第二百二十三条 農業共済組合連合会の保険金額は、次の金額とする。

- 一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額
- イ 総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「農作物通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「農作物異常責任保険金額」という。）

(略)

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内で定款等で定めるものとし、その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

(略)

第二百二十条の二十四 (略)

前項の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定するものとする。

第二百二十三条 農業共済組合連合会の保険金額は、次の金額とする。

- 一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額
- イ 総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「農作物通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「農作物異常責任保険金額」という。）



□ 農作物通常責任共済金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「農作物通常責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

二（略）

二の二 果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に収穫通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「収穫通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「収穫異常責任共済金額」という。）の百分の九十に相当する金額

ロ 収穫異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「収穫責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

八（略）

二の三 果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「樹体通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「樹体異常責任共済金額」という。）の百分の九十に相当する金額

ロ 樹体異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「樹体責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

□ 農作物通常責任共済金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「農作物通常責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

二（略）

二の二 果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に収穫通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「収穫通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「収穫異常責任共済金額」という。）の百分の九十に相当する金額

ロ 収穫異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「収穫責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

八（略）

二の三 果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「樹体通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「樹体異常責任共済金額」という。）の百分の九十に相当する金額

ロ 樹体異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「樹体責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

八 (略)

三 (略)

四 任意共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十以上で  
保険規程で定める金額

特別の事由があるときは、農業共済組合連合会は、農林水産省令で定  
めるところにより、保険規程で前項第二号及び第三号の金額に代わるべ  
き金額を定めることができる。

第二百二十四条 (略)

(略)

農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計した  
もの(第十二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別段の定め  
をした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに農林水  
産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一・二 (略)

(略)

農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険料は、保険金額に、第  
百二十条の二十三第一項の規定により共済掛金率が定められる共済関係  
に係る保険関係にあつては同項の規定により共済規程等で定める共済掛  
金率に相当する率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共  
済関係に係る保険関係にあつては同項の規定により共済規程等で定める  
危険段階別の共済掛金率に相当する率を乗じて得た金額(第二十條の  
二十一ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済責任期  
間に係るものにあつては、その金額に農林水産大臣の定める係数を乗じ  
て得た金額)とする。

八 (略)

三 (略)

四 任意共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十以上で  
定款で定める金額

特別の事由があるときは、農業共済組合連合会は、農林水産省令で定  
めるところにより、定款で前項第二号及び第三号の金額に代わるべき金  
額を定めることができる。

第二百二十四条 (略)

(略)

農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、左の金額を合計した  
もの(第十二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共  
済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに農林水産大臣の  
定める係数を乗じて得た金額)とする。

一・二 (略)

(略)

農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険料は、保険金額に、第  
百二十条の二十三第一項の規定により共済掛金率が定められる共済関係  
に係る保険関係にあつては同項の規定により定款等で定める共済掛金率  
に相当する率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関  
係に係る保険関係にあつては同項の規定により定款等で定める危険段階  
別の共済掛金率に相当する率を乗じて得た金額(第二十條の二十一た  
だし書の規定により定款等で別段の定めをした共済責任期間に係るもの  
にあつては、その金額に農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)  
とする。

第二百二十五条 (略)

(略)

第一項第三号口の金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金には、第一百六条第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替えるものとする。

(略)

第二百二十七条 農業共済組合連合会の組合員は、農林水産省令の定めるところにより定期に、保険規程の定めるところにより、農業共済組合連合会に対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済組合連合会の組合員は、保険規程の定めるところにより、遅滞なくこれを農業共済組合連合会に通知しなければならない。

第二百二十九条 次の場合には、農業共済組合連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 組合員が法令又は共済規程等に違反して共済金を支払つたとき。

二 (略)

三 組合員が共済規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

四 組合員が第二百二十七条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは

第二百二十五条 (略)

(略)

第一項第三号口の金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金(疾病又は傷害により支払うものに限る。)には、第一百六条第一項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替えるものとする。

(略)

第二百二十七条 農業共済組合連合会の組合員は、農林水産省令の定めるところにより定期に、定款の定めるところにより、農業共済組合連合会に対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済組合連合会の組合員は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを農業共済組合連合会に通知しなければならない。

第二百二十九条 左の場合には、農業共済組合連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 組合員が法令又は定款等に違反して共済金を支払つたとき。

二 (略)

三 組合員が定款等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

四 組合員が第二百二十七条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは

重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

六・七 (略)

八 組合員が第三百二十二条第一項において準用する第九十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

#### 第三百三十六条 (略)

(略)

政府の家畜共済に係る再保険料は、次の金額を合計したものの(第一百十  
二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済掛  
金期間に係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第三項  
の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一・二 (略)

(略)

政府の園芸施設共済に係る再保険料は、第三百二十四条第二項に規定す  
る再保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第四項に規定す  
る再保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。

一 保険金額に園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額の百分の九  
十五に相当する金額(第二十條の二十一ただし書の規定により共済  
規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その  
金額に第二百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た  
金額)

二 (略)

(略)

重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込を遅滞したとき。

六・七 (略)

八 組合員が第三百二十二条第一項において準用する第九十八条の規定に  
よる通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知を  
したとき。

#### 第三百三十六条 (略)

(略)

政府の家畜共済に係る再保険料は、左の金額を合計したものの(第一百十  
二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に  
係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第三項の農林水  
産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一・二 (略)

(略)

政府の園芸施設共済に係る再保険料は、第三百二十四条第二項に規定す  
る再保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第四項に規定す  
る再保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。

一 保険金額に園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額の百分の九  
十五に相当する金額(第二十條の二十一ただし書の規定により定款  
等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額  
に第二百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額  
)

二 (略)

(略)

第三百三十七条の二 政府は、農業共済組合連合会が保険規程の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、農林水産省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。

第四十条 次に掲げる場合には、政府は、農林水産省令の定めるところにより、再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 農業共済組合連合会が法令又は保険規程に違反して保険金を支払つたとき。

二 四 (略)

第四百一条の六 (略)

政府の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの(第一百二十二条第二項ただし書の規定により共済規程で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一・二 (略)

(略)

政府の園芸施設共済に係る保険料は、第四百四十一条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。

一 共済金額に園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額(第二百二十条の二十一ただし書の規定により共

第三百三十七条の二 政府は、農業共済組合連合会が定款の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、農林水産省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。

第四十条 次に掲げる場合には、政府は、農林水産省令の定めるところにより、再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 農業共済組合連合会が法令又は定款に違反して保険金を支払つたとき。

二 四 (略)

第四百一条の六 (略)

政府の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの(第一百二十二条第二項ただし書の規定により定款で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一・二 (略)

(略)

政府の園芸施設共済に係る保険料は、第四百四十一条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。

一 共済金額に園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額(第二百二十条の二十一ただし書の規定により定

済規程で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に第二百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)

二 (略)

・ (略)

第四百十一条の七 (略)

(略)

第一項第二号口の金額の保険金を支払う保険関係において政府が支払うべき保険金には、第百十六条第一項ただし書の規定を準用する。

第四百十二条 政府の保険事業には、第百二十九条第三号及び第百三十七条の二から第百四十一条の二までの規定を準用する。この場合において、第百二十九条第三号中「組合員」とあるのは「特定組合」と、「共済規程等」とあるのは「共済規程」と、第百三十七条の二から第百四十一条の二までの規定中「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と、「保険規程」とあるのは「共済規程」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「再保険料」とあるのは「保険料」と、「保険関係」とあるのは「共済関係」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「再保険金」とあるのは「保険金」と、「再保険に関する事項」とあるのは「保険事業」と読み替えるものとする。

第四百十二条の二 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法

款で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に第二百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)

二 (略)

・ (略)

第四百十一条の七 (略)

(略)

第一項第二号口の金額の保険金を支払う保険関係において政府が支払うべき保険金(疾病又は傷害により支払うものに限る。)には、第百十六条第一項ただし書の規定を準用する。

第四百十二条 政府の保険事業には、第百二十九条第三号及び第百三十七条の二から第百四十一条の二までの規定を準用する。この場合において、第百二十九条第三号中「組合員」とあるのは「特定組合」と、「定款等」とあるのは「定款」と、第百三十七条の二から第百四十一条の二までの規定中「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「再保険料」とあるのは「保険料」と、「保険関係」とあるのは「共済関係」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「再保険金」とあるのは「保険金」と、「再保険に関する事項」とあるのは「保険に関する事項」と、「再保険事業」とあるのは「保険事業」と読み替えるものとする。

第四百十二条の二 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法

令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程を守っているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。）に關し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第四百二十二条の四 組合員が、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第四百二十二条の五 行政庁は、第四百二十二条の二の規定により報告を徴し、又は前三条の規定により検査を行った場合において、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反すると認めるときは、当該農業共済団体に對し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

（略）

第四百二十三条 （略）

損害評価会は、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に關する重要事項について調査審議する。

令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を守っているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。）に關し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第四百二十二条の四 組合員が、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第四百二十二条の五 行政庁は、第四百二十二条の二の規定により報告を徴し、又は前三条の規定により検査を行った場合において、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、当該農業共済団体に對し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

（略）

第四百二十三条 （略）

損害評価会は、定款等の定めるところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に關する重要事項について調査審議する。

損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、共済規程等又は保険規程の定めるところにより当該農業共済団体の理事又は共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。

(略)

第四百四十五条の三 この法律（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第三百三十一条第一項及び第四百三十三条の第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四百四十七条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇七 (略)

七の二 第四十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八〇七 (略)

附則

第百五十条の三の二 農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、共済規程等で定めるところにより、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による

損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、定款等の定めるところにより当該農業共済団体の理事又は共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。

(略)

第四百四十五条の三 この法律（第八十五条第四項及び第十一項（これらの規定を第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第百六条第二項、第百二十条の六第二項及び第三項、第百二十条の十四第二項、第三百三十一条第一項並びに第四百三十三条の第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四百四十七条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇七 (略)

八〇七 (略)

附則

第百五十条の三の二 農作物共済のうち、政令で指定するその共済目的の種類（農林水産大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき、第百六条第一項第一号の規定により定められた区分の一又は二以上の



災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とすることができる。

第百五十条の三の三 前条に規定する生産金額の減少を共済事故とする農作物共済の共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等<sup>（一）</sup>及び農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者<sup>（二）</sup>に、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗

ものを指定したときは、当該指定に係る区分を除く。以下第百五十条の三の四までにおいて同じ。ことに、その地域内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に住所を有する農作物共済資格団体が栽培する当該共済目的の種類たる農作物に係る収穫量の相当部分につき農林水産省令で定めるところによりその生産金額を適正に確認することができる見込みがあるものとして第百六条第二項の地域以外の地域のうちから農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若しくは農作物共済資格者又はその構成員のすべてがその地域内に住所を有する農作物共済資格団体（農林水産省令で定める者に限る。次条において同じ。）との間に成立する農作物共済の共済関係に係るものにおける当該共済目的の種類については、当分の間、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とするものとする。

前項の規定による地域の指定は、組合等の申請に基づいてするものとする。

組合等は、前項の申請をするには、あらかじめ総会（共済事業を行う市町村にあつては、議会）の議決を経なければならない。

前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第百五十条の三の三 前条第一項に規定する生産金額の減少を共済事故とする農作物共済の共済金額は、第百六条第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類<sup>（一）</sup>ごと及び農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者<sup>（二）</sup>に、その者が、定款等で定めるところにより、基準生産金額に定款等で

じて得た金額を下らず、特定農作物共済限度額（基準生産金額に、百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額とする。

前項の基準生産金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める準則に従い、その者が過去一定年間に於いて収穫した当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の生産金額（当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条において同じ。）を基礎として、組合等が定める金額とする。

（略）

第二百五十条の三の四 組合等は、前条第一項に規定する農作物共済については、第九十九条第一項の規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第二百五十条の三の二に規定する農作物の減収又は品質の低下（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限度額に達しないときに、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第二百五十条の三の五 第二百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済に

定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の百分の九十に相当する金額（以下特定農作物共済限度額という。）を超えない範囲内において、申し出た金額とする。

前項の基準生産金額は、共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める準則に従い、その者が過去一定年間に於いて収穫した当該共済目的の種類に係る農作物の生産金額（当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条において同じ。）を基礎として、組合等が定める金額とする。

（略）

第二百五十条の三の四 組合等は、前条第一項に規定する農作物共済については、第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第二百五十条の三の二第一項に規定する農作物の減収又は品質の低下（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該共済目的の種類に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限度額に達しないときに、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第二百五十条の三の五 第二百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済に

ついで第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獣害」とあるのは「鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少」と、第八十五条第四項中「成立する」とあるのは「成立する第百五十条の三の第三項に規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の三の第三項に規定する金額」と、第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号中「差し引いて得た金額」とあるのは「差し引いて得た金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。

(略)

第百五十条の四 農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものに係る過去の共済事故の発生状況、当該政令で定める共済目的の種類に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等は、当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第一項又は第二項に規定する農作物共済について、当分の間、同条第一項又は第二項

ついで第十二条第一項から第三項まで、第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百七条第一項、第二項及び第四項、第百三十七条第一号並びに第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用については、第十二条第一項中「第百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類」とあるのは「第百五十条の三の第二項の政令で指定する共済目的の種類（同項の規定による指定に係る区分を除く。以下特定農作物共済の共済目的の種類という。）」と、同条第二項及び第三項中「第百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定農作物共済の共済目的の種類」と、第八十四条第一項第一号中「鳥獣害」とあるのは「鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少」と、第八十五条第四項中「見込みがあるものとして」とあるのは「見込みがあるものとして第百五十条の三の第二項の規定により農林水産大臣が指定する地域以外の地域のうちから」と、第百七条第一項、第二項及び第四項中「農作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定農作物共済の共済目的の種類」と、第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号中「差し引いて得た金額」とあるのは、「差し引いて得た金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。

(略)

第百五十条の三の六 第百六条第一項の政令で指定する共済目的の種類のうち政令で定めるものに係る過去の共済事故の発生状況、当該政令で定める共済目的の種類に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等は、当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第一項又は第二項に規定する農作物共済について、当分の間

の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を共済金として組合員等に支払うことができる。

- 一・二 (略)

第一百五十五条の五 組合等は、第一百九条第二項又は第三項に規定する農作物

共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）がある場合であつて、これらの規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、第一号に掲げる金額に同条第二項又は第三項の規定により共済規程等で定められる割合に応じ、農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 第一百六条第一項第二号又は第三号の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十（第一百十条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある農作物収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

- 二 (略)

、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を共済金として組合員等に支払うことができる。

- 一・二 (略)

第一百五十五条の四 組合等は、第一百九条第二項又は第三項に規定する農作物

共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）がある場合であつて、これらの規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 第一百六条第一項第二号、第二項又は第三項の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十（第一百十条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある農作物収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

- 二 (略)

( 削る。 )

第百五十条の五の二 肉豚は、当分の間、出生後第八月の月の末日を経過

第百五十条の五 その地域における水稲に係る病害虫の防除を共同して行うため必要な施設が整備され、その他その防除がその地域内に住所を有する水稲の耕作の業務を営む組合員等及び組合員等たる水稲の耕作を行う農作物共済資格団体でその構成員のすべてがその地域内に住所を有するものにより共同して適正に行われる見込みがあるものとして農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等は、水稲に係る農作物共済のうち当該組合等と当該組合員等との間に成立する当該農作物共済の共済関係に係るものについては、当分の間、当該水稲につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合において、当該組合員等が共同して当該病虫害の防除を行ったときは、当該防除につき組合員等が負担した費用のうち当該病虫害の共済事故が異常に発生した部分に対応するもの（農林水産省令で定めるものに限る。）に相当する金額（その金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を共済金として当該組合員等に支払つものとする。

前項の規定による指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百五十条の五第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一項に規定する農作物共済に係る水稲につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合における病虫害の防除又はその費用の負担には、第百十七条及び第百二十六条の規定を準用する。

第百五十条の五の二 肉豚は、当分の間、出生後第八月の月の末日を経過

した後においても、共済規程等で定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

第百五十条の五の八 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済掛金期間開始の時ににおける共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時ににおける共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、共済規程等で定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

） (略)

第百五十条の五の九 (略)

前項の肉豚の価額には、第百十四条の二第三項の規定を準用する。

第百五十条の五の十 特定包括共済関係に係る家畜共済に係る共済金は、第百十六条第一項の規定にかかわらず、当該共済事故に係る肉豚の価額により、農林水産省令で定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の当該共済事故が発生した時の属する基準期間の開始の時ににおける共済価額に対する割合（その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十）を乗じて得た額（その額が、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び第百十五条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣の定める額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める額）とする。

） (略)

第一項の肉豚の価額には、第百十四条の二第三項の規定を準用する。

した後においても、定款等で定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

第百五十条の五の八 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済掛金期間開始の時ににおける共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時ににおける共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、定款等で定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

） (略)

第百五十条の五の九 (略)

前項の肉豚の価額には、第百十四条の二第五項の規定を準用する。

第百五十条の五の十 特定包括共済関係に係る家畜共済に係る共済金は、第百十六条第一項の規定にかかわらず、当該共済事故に係る肉豚の価額により、農林水産省令で定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の当該共済事故が発生した時の属する基準期間の開始の時ににおける共済価額に対する割合（その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十）を乗じて得た額とする。

） (略)

第一項の肉豚の価額には、第百十四条の二第五項の規定を準用する。

第百五十条の五の十二 特定包括共済関係に係る家畜共済についての第八十四条第一項第三号、第九十九条第一項第六号及び第七号、第一百二十二条並びに第百十五条第一項及び第三項の規定の適用については、第八十四条第一項第三号中「から出生後八月の月の末日までの」とあるのは、「を経過した」と、第九十九条第一項第六号中「第百五条第五項、第百十三条の二若しくは第百二十条の五（第百二十条の十八及び第百二十条の二十五において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百五十条の五の七」と、同項第七号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百五十条の五の三第一項」と、第百十二条第一項中「第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係」とあるのは「第百五十条の五の五第一項又は第二項の規定により特定包括共済関係」と、同条第二項中「一年（肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間）」とあるのは「一年」と、同条第三項中「共済掛金期間（肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第百十四条第一項において同じ。）」とあるのは「共済掛金期間」と、第百十五条第一項中「及び同条第二項」とあるのは「、同条第二項及び第百五十条の五の二」と、同項及び同条第三項中「第百十一条の八第一項」とあるのは「第百五十条の五の六において準用する第百十一条の八第一項」とする。

第百五十条の五の十三 収穫共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるときは、第百二十条の六第一項各号に掲げる金額のほか、収穫共済の共済目的の種類等こと及び収穫共済の共済目的の種類

第百五十条の五の十二 特定包括共済関係に係る家畜共済についての第八十四条第一項第三号、第九十九条第一項第六号及び第七号、第一百二十二条並びに第百十五条第一項及び第三項の規定の適用については、第八十四条第一項第三号中「から出生後八月の月の末日までの」とあるのは、「を経過した」と、第九十九条第一項第六号中「第百五条第三項、第百十三条の二若しくは第百二十条の五（第百二十条の十八及び第百二十条の二十五において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百五十条の五の七」と、同項第七号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百五十条の五の三第一項」と、第百十二条第一項中「第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係」とあるのは「第百五十条の五の五第一項又は第二項の規定により特定包括共済関係」と、同条第二項中「一年（肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間）」とあるのは「一年」と、同条第三項中「共済掛金期間（肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第百十四条第一項において同じ。）」とあるのは「共済掛金期間」と、第百十五条第一項中「及び同条第二項」とあるのは「、同条第二項及び第百五十条の五の二」と、同項及び同条第三項中「第百十一条の八第一項」とあるのは「第百五十条の五の六において準用する第百十一条の八第一項」とする。

等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の六十（第二百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の六十を下らず百分の七十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えない範囲内において、申し出た金額を収穫共済の共済金額とすることができる。

前項の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間における果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。

第一項の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

第二百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「標準収穫金額」とあるのは、「標準収穫金額（当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは、「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは、「数を乗じて得た金額の合計額」と、第二項中「収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは、「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」とする。



第百五十条の五の十四 組合等は、前条第一項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済については、第百二十条の八第一項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）がその基準収穫量の百分の四十（第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の三十を下らず百分の四十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に応じた農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の基準収穫量は、組合等が前条第三項の規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項の規定の適用については、同項中「共済目的の減収量」とあるのは、「共済目的の減収金額」と、「基準収穫量から」とあるのは、「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、「と」、「その樹園地の収穫量」とあるのは「当該樹園地

の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。  
（の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「基準収穫量の」とあるのは「基準収穫金額の合計額」と、「減収量の」とあるのは「減収金額の」と、「基準収穫量に」とあるのは「基準収穫金額の合計額に」とする。

第百五十条の六 畑作物共済の共済目的の種類（農作物に限る。）のうち政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるときは、第百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる金額のほか、次の金額を畑作物共済の共済金額とすることができる。

一 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の六十（政令で定める農作物にあつては、百分の七十）に相当する数を乗じて得た金額

二 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定畑作物共済限度額（基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額

第百五十条の六 畑作物共済のうち、政令で指定するその共済目的の種類（農林水産大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき、第百二十条の十四第一項の規定により定められた区分の一又は二以上のものを指定したときは、当該指定に係る区分を除く。以下この条及び次条において同じ。）ごとに、その地域内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に住所を有する畑作物共済資格団体が栽培する当該共済目的の種類たる農作物に係る収穫量の相当部分につき農林水産省令で定めるところによりその生産金額を適正に確認することができる見込みがあるものとして第百二十条の十四第二項の地域以外の地域のうちから農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若しくは畑作物共済資格者又はその構成員のすべてがその地域内に住所を有する畑作物共済資格団体（農林水産省令で定める者に限る。以下この条において同じ。）との間に成立する畑作物共済の共済関係に係るものにおける当該共済目的の種類に係る共済金額は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、その者が、定款等で定めるところにより、基準生産金額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の百分の八十に相当する金額（以下特定畑作物

前項第一号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等  
ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的  
の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林  
水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところに  
より組合等が共済規程等で定める金額とする。

第一項第一号の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合  
等が定めるものとする。

第一項第二号の基準生産金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと  
及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、農林水産大臣  
の定める準則に従い、その者が過去一定年間に於いて収穫した当該畑作  
物共済の共済目的の種類等に係る農作物の生産金額（当該農作物に係る  
収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条第二項において同じ  
。）を基礎として、組合等が定める金額とする。

第一項第二号の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

第二百五十条の七 組合等は、前条第一項第一号に掲げる金額を共済金額と  
する畑作物共済については、第二百二十条の十六第一項の規定にかかわら  
ず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種  
類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減  
収量（その耕地の前条第三項の規定により定められる基準収穫量から第  
九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量  
を差し引いて得た数量をいうものとし、第二百二十条の十七第一号の発芽

共済限度額という。）を超えない範囲内において、申し出た金額とする。  
前項の規定による地域の指定は、組合等の申請に基づいてするものと  
する。

組合等は、前項の申請をするには、あらかじめ総会（共済事業を行う  
市町村にあつては、議会）の議決を経なければならぬ。

前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一項の基準生産金額は、共済目的の種類ごと及び農業共済組合の組  
合員又は畑作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める準則に従い、  
その者が過去一定年間に於いて収穫した当該共済目的の種類に係る農作  
物の生産金額を基礎として、組合等が定める金額とする。

第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該基準収穫量の百分の四十（前条第一項第一号の政令で定める農作物にあつては、百分の三十）を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、前条第一項第二号の規定による申出に係る金額を共済金額とする畑作物共済については、第二百二十条の十六第一項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第六号に規定する農作物の減収（てん菜その他政令で定める農作物にあつては農作物の減収又は糖度の低下とし、農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に達しないときに、その特定畑作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第二百五十条の八 前条第二項に規定する畑作物共済についての第八十四条第一項第六号、第二百二十条の十八において読み替えて準用する第二百二十条の十、第三百二十七条第五号及び第四百一条の七第一項第四号の規定の適用については、第八十四条第一項第六号中「による農作物の減収」とあるのは「による農作物の減収を伴う生産金額の減少」と、及び糖

第二百五十条の七 組合等は、前条第一項の規定による申出に係る金額を共済金額とする畑作物共済については、第二百二十条の十六第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第六号に規定する農作物の減収（てん菜その他政令で定める農作物にあつては農作物の減収又は糖度の低下とし、農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該共済目的の種類に係るその年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に達しないときに、その特定畑作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第二百五十条の八 前条に規定する畑作物共済についての第十三条の四、第八十四条第一項第六号、第二百二十条の十二第一項第一号、第二百二十条の十五第一項から第三項まで及び第六項、第二百二十条の十七、第二百二十条の十八において読み替えて準用する第二百二十条の十、第三百二十七条第五号並びに第四百一条の七第一項第四号の規定の適用については、第十

度の低下」とあるのは、「又は糖度の低下を伴う生産金額の減少」と、第二百二十条の十八において読み替えて準用する第二百二十条の十中「収穫物若しくは蚕繭」とあるのは「収穫物」と、「収穫物又は蚕繭の数量」とあるのは「収穫物の数量又は価格」と、第二百三十七条第五号及び第二百四十一条の七第一項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。

三条の四中「第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「第二百五十条の六第一項の政令で指定する共済目的の種類（同項の規定による指定に係る区分を除く。以下特定畑作物共済の共済目的の種類という。）」と、「同条第二項」とあるのは「第二百二十条の十四第二項」と、第八十四条第一項第六号中「による農作物の減収」とあるのは「による農作物の減収を伴う生産金額の減少」と、「及び糖度の低下」とあるのは「又は糖度の低下を伴う生産金額の減少」と、第二百二十条の十二第一項第一号中「第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定畑作物共済の種類」と、第二百二十条の十五第一項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定畑作物共済の種類等」と、同条第二項中「畑作物一次共済掛金標準率」と、同項並びに同条第三項及び第六項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定畑作物共済の共済目的の種類」と、第二百二十条の十七中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定畑作物共済の種類」と、第二百二十条の十八において読み替えて準用する第二百二十条の十中「収穫物の数量」とあるのは「収穫物の数量又は価格」と、第二百三十七条第五号及び第二百四十一条の七第一項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。

第二百五十条の九 組合等は、さとうきびに係る第二百二十条の十六第一項又は第二項に規定する畑作物共済については、当分の間、組合員等ごとに

第二百五十条の九 組合等は、さとうきびに係る畑作物共済については、当分の間、組合員等ごとに、当該組合員等がさとうきびの栽培を行う耕地

、当該組合員等がさとうきびの栽培を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「さとうきび収穫皆無耕地」という。）がある場合であつて、同条第一項若しくは第二項の規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 (略)

二 第二百二十条の十六第一項又は第二項の規定を適用して算定して得た金額

(削る。)

で共済事故により収穫のないもの（以下「さとうきび収穫皆無耕地」という。）がある場合であつて、第二百二十条の十六の規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 (略)

二 第二百二十条の十六第一号の規定を適用して算定して得た金額

第二百五十条の十一 第二百五十条の三の二第一項、第二百五十条の五第一項及び第二百五十条の六第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務についての第四百四十五条の三の規定の適用については、同条中「並びに第四百四十三条の二第二項」とあるのは、「、第四百四十三条の二第二項、第二百五十条の三の二第一項、第二百五十条の五第一項並びに第二百五十条の六第一項」とする。

改正案	現行
<p>第三条 農業勘定ニ於テハ農作物共済及畑作物共済ニ関スル再保険事業（農業災害補償法第四百一条の四ノ保険事業ヲ含ム以下同ジ）経営上ノ再保険料（同法第四百一条の六ノ保険料ヲ含ム以下同ジ）、一般会計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、同法第十三条（同法第十三条の六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利息、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス</p>	<p>第三条 農業勘定ニ於テハ農作物共済及畑作物共済ニ関スル再保険事業（農業災害補償法第四百一条の四ノ保険事業ヲ含ム以下同ジ）経営上ノ再保険料（同法第四百一条の六ノ保険料ヲ含ム以下同ジ）、一般会計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、同法第十三条（同法第十三条の六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル交付金、同法第十四条の二第一項ノ規定ニ依ル補助金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利息、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス</p>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十条関係）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）  
備考（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）  
備考（略）

法律	法律	（略）	（略）
事務	事務	（略）	（略）
		農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）	この法律（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第三百三十一条第一項及び第四百三十三条の二第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

法律	法律	（略）	（略）
事務	事務	（略）	（略）
		農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）	この法律（第八十五条第四項及び第十一項（これらの規定を第八十五条の七において準用する場合を含む。）、 <u>第六十六条第二項、第二百二十条の六第二項及び第三項、第二百二十条の十四第二項、第三百三十一条第一項、第四百三十三条の二第二項、第五百五十条の三の二第一項、第五百五十条の五第一項並びに第五百五十条の六第一項を除く。</u> ）の規定により都道府県が処理することとされている事務